

平成 29 年 7 月 5 日
関 東 経 済 産 業 局

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する 業務停止命令（3 か月）及び指示について

関東経済産業局は、株式投資に関する情報メール配信サービス等の訪問販売を行っていた株式会社 ONE ROAD（法人番号 2020001087355）（東京都品川区）（以下「同社」という。）に対し、本日、特定商取引法（以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 7 月 6 日から平成 29 年 10 月 5 日までの 3 か月間、訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

あわせて、同社に対し、法第 7 条の規定に基づき、以下のとおり、違反行為の是正等を指示しました。

1. 同社は、訪問販売の勧誘に先立って法第 3 条に規定する勧誘目的等の明示義務及び法第 5 条第 1 項に規定する書面の交付義務に違反する行為を行い、また、法第 6 条第 1 項に規定する商品の効能及び役務の効果に係る不実の告知並びに法第 7 条第 4 号の規定に基づく特定商取引法施行規則第 7 条第 1 号に規定する迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘を行っていた。かかる行為は、法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その結果について平成 29 年 8 月 5 日までに、関東経済産業局長まで文書にて報告すること。
2. 上記各違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する 1 か月前までに、関東経済産業局長まで文書にて報告すること。

認定した違反行為は、勧誘目的等不明示、契約書面の記載不備、不実告知及び迷惑勧誘です。

処分の詳細は、別紙のとおりです。

なお、本処分は、法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

1. 同社は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用して消費者を呼び出し、喫茶店やホテルの会議室等において、株式投資に関するソフトウェアの売買契約及び株式投資に関する情報メール配信サービスの役務提供契約（以下「本件契約」という。）を締結する訪問販売を行っていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同社は、訪問販売に係る本件契約について勧誘するに際し、従業員が呼び出した喫茶店等において、消費者の趣味の話など世間話をした後、本件契約の締結に関する勧誘を行っており、本件契約の締結についての勧誘を始めるに先立って、本件契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品及び役務の種類を明らかにしていませんでした。

（勧誘目的等不明示）

(2) 同社は、訪問販売に係る本件契約の締結をした際、消費者に対して交付すべき本件契約の内容を明らかにする書面に、同社の名称、赤枠の中に赤字で書面の内容を十分に読むべき旨等の内容を記載せず、同書面を交付していました。

（契約書面の記載不備）

(3) 同社は、訪問販売に係る本件契約について勧誘するに際し、「株価が上がる株を予想できる。予想を基に株取引をすれば必ず儲かる」などと告げ、商品の効能及び役務の効果について、その裏付けとなる合理的な根拠がないにもかかわらず、あたかも株式投資による利益が確実に確保できるかのように告げていました。

（商品の効能及び役務の効果に関する不実告知）

(4) 同社は、訪問販売に係る本件契約の締結について、長時間にわたる勧誘など、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていました。

（迷惑勧誘）

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙)

株式会社ONE ROADに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社ONE ROAD（法人番号 2020001087355）
- (2) 代表者：代表取締役 上原 道太（うえはら みちた）
- (3) 所在地：東京都品川区西五反田八丁目 2 番 12 号
- (4) 資本金：1000 円
- (5) 設立：平成 22 年 9 月 8 日
- (6) 取引類型：訪問販売
- (7) 取扱商品：
 - ・ソフトウェア「ワンアクション」及び株式投資に関する情報メール配信サービス（2 年間又は 3 年間）のセット
 - ・宝石（ダイヤネックレス）

2. 取引の概要

株式会社ONE ROAD（以下「同社」という。）は、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスを利用して消費者を呼び出し、喫茶店やホテルの会議室等において、株式投資に関するソフトウェアの売買契約及び株式投資に関する情報メール配信サービスの役務提供契約（以下「本件契約」という。）を締結する訪問販売を行っていた。

3. 行政処分の内容

(1) 業務停止命令

① 内容

特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア. 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ. 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ. 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

② 停止命令の期間

平成 29 年 7 月 6 日から平成 29 年 10 月 5 日まで（3 か月間）

(2) 指示

同社に対して法第 7 条の規定に基づき、以下のとおり違反行為の是正等

を指示した。

- ① 同社は、訪問販売の勧誘に先立って、法第3条に規定する勧誘目的等の明示義務及び法第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為、また、法第6条第1項第1号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第6条の2第1号に規定する商品の効能及び同条第5号に規定する役務の効果に係る不実告知並びに同法第7条第4号の規定に基づく省令第7条第1項第1号に規定する迷惑勧誘を行っていた。かかる行為は、法の禁止しているところであり、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その結果について平成29年8月5日までに、関東経済産業局長まで文書にて報告すること。
- ② 上記各違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、関東経済産業局長まで文書にて報告すること。

4. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 勧誘目的等不明示（法第3条）

同社は、訪問販売に係る本件契約の締結について勧誘するに際し、消費者を呼び出した喫茶店等において、当該消費者の趣味の話など世間話をした後、本件契約の締結に関する勧誘を行っており、勧誘を始めるに先立って、本件契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品及び役務の種類を明らかにしていなかった。

(2) 書面の記載不備（法第5条第1項）

同社は、訪問販売に係る本件契約の締結をした際、消費者に対して交付すべき本件契約の内容を明らかにする書面に、同社の名称、赤字の中に赤字で書面の内容を十分に読むべき旨、省令第6条第1項1号へに規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない旨の内容を記載せず、同書面を交付していた。

(3) 商品の効能及び役務の効果に関する不実告知（法第6条第1項第1号）

同社は、訪問販売に係る本件契約の締結について勧誘するに際し、「株

価が上がる株を予想できる。予想を基に株取引をすれば必ず儲かる」「やれば儲かるから。自分も儲かっているから」などと告げ、商品の効能及び役務の効果について、その裏付けとなる合理的な根拠がないにもかかわらず、あたかも株式投資による利益が確実に確保できるかのように告げていた。

(4) 迷惑勧誘（法第7条第4号）

同社は、訪問販売に係る本件契約の締結について、長時間にわたる勧誘や、不適當な時間帯に勧誘をするなど、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。

5. 勧誘事例

【事例1】（勧誘目的等不明示、迷惑勧誘）

消費者Aに同社の勧誘員Zから「春から転職になるので、良かったら仲良くして下さい」という内容のSNSのメッセージが届き、それをきっかけにメッセージのやり取りを始めた。その後、勧誘員Zから「出張で近くに行くので会えないか」とメッセージが届き消費者Aはこれを了承した。

当日19時半頃、消費者Aは、勧誘員Zと2人で喫茶店に入り、はじめは世間話をしていましたが、途中、勧誘員Zが同社の事業内容について話を始め、「私の勤めている会社で紹介する株は、7割は勝たせる。必ず儲かる。私の仕事はそのシステムを売ること」などと告げて勧誘を始めた。

さらに、勧誘員Zは、近くのホテルにいる上司Xを紹介させてほしい旨を告げ、21時半頃、同ホテルで消費者Aを上司Xに合わせることになった。上司Xは、株価が書いてある分厚いファイルを見せて説明を始めた。勧誘員Zと上司Xから勧誘を受けた消費者Aは、契約金額が高いと思ったものの、勧誘員Zから「この地域で初めての友達だからよろしくお願いします」などと言われ、断ることができずに契約を締結した。その際、時間を見ると23時を過ぎていた。ホテルに着いてから1時間半が経過し、夜遅い時間になったことから、消費者Aは頭がぼうっとしてよく考えられない状況で契約を締結した。

【事例2】（勧誘目的等不明示、商品の効能及び役務の効果に関する不実告知）

消費者Bに同社の勧誘員Zから「夏頃に転職になるので仲良くなりませんか」という内容のSNSのメッセージが届き、消費者Bは友達になりたいと

思い、メッセージのやり取りを始めた。その後、勧誘員Zから「出張で近くに行くので会いませんか」とメッセージが届き消費者Bはこれを了承した。

消費者Bは、待ち合わせ場所に行き、勧誘員Zと2人で近くの喫茶店に入った。喫茶店で世間話をしているうちに、株の話になり、勧誘員Zは「私の会社の株の情報を使えば、勝率7~8割もあるから、今からやれば2~3年後には500~700万円はお金が貯まる」と説明し勧誘を始めた。また、「独立するためにもお金は必要でしょ。結局はお金が大事」、「価値観の合わない人、お金のない人とは友達になれない」などと、株をやらないと友達になれない旨を告げた。

さらに、勧誘員Zは「私だけじゃ説明が不十分だから上司から詳しい話を聞くと良い。上司も近くに来ているから」と告げ、別の喫茶店で消費者Bを上司Xに会わせた。上司Xも「会社から出ている情報で買えば勝率が7~8割ある。情報通り買い、その日のうちに売れば長い目で見れば必ず儲かる」、「最初投資額を3万円から始めても、2~3年後には500万円くらい貯められる」などと説明し勧誘を行い、消費者Bは同社と本件契約を締結した。

【事例3】（商品の効能及び役務の効果に関する不実告知）

消費者Cに対し勧誘員Zは「昔、お金に困っていたが、会社の上司に勧められて株を始めた。3年間で1,000万円儲かった」、「負ける月もあるが、年で見れば必ず勝つ。勝率は90%」などと説明した。

また、勧誘員Zの上司Xは、鞆からファイルを取り出し、契約したらメールで送るという株価が上がる銘柄を知らせるメールのサンプルやオリンピックの時期には株価が上がるという過去の株価データなどを見せ、「株の情報メールとソフトがセットで108万円。送られてくるメールに基づき株の売買をすれば必ず儲かる」、「リオオリンピック前の今が買い時。買って損はしない」などと説明した。

消費者Cは108万円は高いなと思っていたところ、上司Xは「カードローンはどうか。1年あれば108万円は株取引の利益で返済できる」などと告げた。